

# 令和8年度とくしまサイクルツーリズム地域資源調査事業仕様書

## 1. 委託業務の名称

令和8年度とくしまサイクルツーリズム地域資源調査事業

## 2. 委託業務の目的

「ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催」や「大鳴門橋自転車道の開通」などを見据え、本県のサイクルツーリズムの推進に向けたサイクリング環境の計画的な整備や広域的なサイクリングルートの形成、デジタルサイクルマップの作成を円滑かつ効果的に行うための基礎調査として、令和7年度に引き続き、「県内の地域資源調査」を実施する。

## 3. 委託業務の内容等

### (1) 対象地域

- ア 徳島県南部圏域（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町）
- イ 徳島県西部圏域（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）

### (2) 対象コース

- ア 徳島県南部圏域
  - ① 自転車王国とくしま設定コース
    - ・ 南阿波サンラインコース
    - ・ 四季折々もみじ川コース
    - ・ 清流海部川轟の滝コース
    - ・ 太平洋竹ヶ島コース
    - ・ ノスタルジック県南コース
    - ・ お遍路那賀川コース
    - ・ 和田島コース
  - ② 徳島自転車Tライン
  - ③ 阿南徳島自転車道
  - ④ 四国一周サイクリングルート
- イ 徳島県西部圏域
  - ① 自転車王国とくしま設定コース
    - ・ 妖怪遺産コース
    - ・ 秘境祖谷街道コース
    - ・ 大河吉野川うだつ巡りコース
  - ② 徳島自転車Tライン

### (3) 調査対象

- ア 観光施設等（土産店含む）
- イ ビュースポット
- ウ 休憩施設等（宿泊施設・飲食店・コンビニ・スーパー・トイレ等）
- エ 自転車関連施設（サイクルステーション、サイクル店、レンタサイクル店等）
- オ 道路の危険箇所

#### (4) 調査項目

##### ア 観光施設等、ビュースポット、休憩施設等、自転車関連施設

- ① 該当コース
- ② 名称
- ③ 住所
- ④ 位置情報（緯度・経度）
- ⑤ ホームページ
- ⑥ 営業時間
- ⑦ 定休日
- ⑧ 駐輪場の有無
- ⑨ サイクルラックの有無
- ⑩ 空気入れ貸出の有無
- ⑪ 自転車修理工具貸出の有無
- ⑫ 充電スポットの有無
- ⑬ トイレ利用の可否
- ⑭ その他サイクリスト向けのサービスの有無及び内容
- ⑮ 四国一周サイクリングおもてなしサポーターへの登録の有無
- ⑯ Setouchi Velo スポットへの登録の有無
- ⑰ その他サイクリスト支援制度への登録の有無及び内容
- ⑱ 自転車王国とくしま HP への掲載の可否
- ⑲ その他サイクリストにとって必要な情報

##### イ 道路の危険箇所

- ① 該当コース
- ② 路線名
- ③ 住所
- ④ 位置情報（緯度・経度）
- ⑤ 危険箇所の内容（道路のひび割れや雑草の状況、幅員が狭い場所、タイヤがはまりやすい溝の有無等）

#### (5) 調査方法

ア 対象地域・対象コースから、可能な限り多くの調査地域・調査コースを選定する。

イ 選定した調査地域・調査コースをサイクリストが実際に走行し、サイクリストにとって有益な調査対象を抽出した上で、自転車王国とくしま HP 等での広報において使用可能な写真の撮影及び調査項目のとりまとめを行う。

※ サイクリストは、「自転車王国とくしまサイクリングガイド」を積極的に活用すること。

※ 必要に応じて、写真の撮影及び調査項目のとりまとめは、サイクリスト以外の者が行うことができることとする。

※ 観光施設等、休憩施設等、自転車関連施設について、四国一周サイクリングおもてなしサポーター及び Setouchi Velo スポットへの登録がない場合は、その登録を呼びかけること。

#### 4. 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

#### 5. 留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、県と協議しながら進めることとし、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (2) 本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するためによりよい手法、技術又はアイデアがあるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (3) 受託者は、本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により協議を行い、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 受託者は、本委託業務を行うにあたり、旅行業法、旅館業法、道路運送法等の関連法令等を遵守すること。
- (5) 本業務により取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を遵守し適正に管理し取り扱うこと。
- (6) 受託者は、本委託業務完了後、成果報告、収支報告等の実績報告書を委託者に提出すること。
- (7) 委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別し適正に記録すること。また、証憑書類は必ず保管すること。